

私たちの広場

【特集】わが国の政治教育

【新連載】イギリスのシティズンシップ教育〈第1回〉

【新連載】行列のできる講座のつくり方〈第1回〉

【新連載】絵本リンカーン〈第1回〉



ちょっと読んで
みませんキョ?



夜8時までの シンデレラ?

シンデレラの願いが叶うのは夜12時まで。

では、あなたの願い、みんなの願いを叶えるための選挙は?

投票所は夜8時まで、あなたが来てくれるのを待っています。

休日のレジャーやショッピングの後でも、きっと間に合いますよ。

総務省・(財)明るい選挙推進協会

No.294

2007年5月30日発行

財団法人 明るい選挙推進協会

私たちの広場 294号 ● 2007.5

腐敗を減じるとい仕事は 終わりのない仕事なのだ

カール・フリードリヒ

1901年生、1984年没

アメリカの政治学者カール・フリードリヒは、ドイツ生まれのユダヤ人で、ハイデルベルグ大学で博士号を取得後、二十歳代で渡米。進んでハーバード大学教授となり、第二次世界大戦後にはハーバードとハイデルベルグ両大学で政治学を講じました。アメリカ政治学会会長、世界政治学会会長も務めた二十世紀を代表する政治学者の一人です。

彼は、晩年に著した『政治の病理学』（一九七二年刊行）の中で、「腐敗に対しては常に警戒しておくことが重要」とした上で、「腐敗の除去は、家の掃除と同じで、一度すれば、それでも永久にしないでよいということにはならない。腐敗を減じるとい仕事は、終わりのない仕事（ネバー・エンディング・タスク）なのだ」と記し、政

治腐敗を減らすことの困難さを強調するとともに、その除去への継続的な取り組みの必要性を訴えています。

故内田満・前明るい選挙推進協会会長は、よくこの言葉を引用し、次のように語っていました。

「たしかに、清潔で健康な生活のために毎日の家の掃除は不可欠でしょう。同じように、選挙の浄化のための活動、公正な選挙の実現を目指す活動も、健全な選挙のためには欠かせません。明るい選挙を進める不断の努力がなければ、デモクラシーの健康が保てないということでもあります。」（「私たちの広場」二五六号より）

明るい選挙推進運動にとって、バイブル的な名言である。

名言の舞台	3
特集 わが国の政治教育	4
・選挙啓発と政治教育	4
宇都宮大学名誉教授 (財) 明るい選挙推進協会副会長 津布楽 喜代治	
・小学校における政治・選挙教育への取り組み	6
山形市立第5小学校教諭 小関 明美	
・中学校における政治・選挙教育への取り組み	8
新潟市こども未来課指導主事 後藤 雅彦	
・高校における政治・選挙教育への取り組み	10
芝浦工業大学柏中学高等学校教諭 杉浦 正和	
・小中高における政治・選挙学習の実態と課題	12
国立教育政策研究所総括研究官 谷田部 玲生	
海外トピックス アメリカ連邦議会の中間選挙	15
イギリスのシティズンシップ教育〈第1回〉	16
西武文理大学教授 新井 浅浩	
行列のできる講座のつくり方〈第1回〉	18
NPO法人男女共同参画おた 牟田 静香	
事業紹介 講師招聘助成事業	21
施策紹介 改正教育基本法	22
絵本 リンカーン〈第1回〉	24
協会からのお知らせ	27

〈表紙の紹介〉
村上 尚徳
(文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官)

単純化された人物や街の風景と、水色と黄色を基調にした控えめな色遣い。シンプルな表現の中にほのぼのとした暖かさが感じられる作品です。絵はイメージや心を伝えると言われますが、この作品はまさに、その言葉がぴったりな作品です。

(雑誌「選挙」平成18年12月号から転載)

尾脇 奈緒美さん
鹿児島県立隼人工業高等学校2年 (受賞当時)



わが国の政治教育

本誌では、1昨年のアメリカに引き続き、昨年はドイツの政治教育を連載で紹介してきました。いずれも、義務教育の段階から、現実の政治に対する関心や理解を深め、情報収集力や判断力を培う取り組みが積極的になされていました。ひるがえってわが国はどうでしょうか。学校教育においては、社会の形成者として備えるべき政治教育がほとんどなされていないとの指摘も見られます。今号では、その現状と課題を、色々な取り組み事例を紹介していただきながら、考えてみたいと思います。

選挙啓発と政治教育

宇都宮大学名誉教授
財団法人選挙推進協会副会長

津布楽 喜代治



●プロフィール
つぶら きよじ

昭和4年生まれ。宇都宮大学教育学部教授、同大学学長を経て、現在同大学名誉教授。昭和57年に栃木県明るい選挙推進協議会委員長、平成8年同会長、平成16年に明るい選挙推進協会副会長に就任。

選挙啓発活動

啓発活動の特徴 近年における啓発活動には三つの特徴が見られる。一つは、参加型の啓発活動である。できる限り、多くの活動に有権者の参加を求める。ラジオ・テレビ等で流す啓発コピーづくりに有権者に参加してもらう。投票立会人として新成人の参加を促す。街頭啓発活動に若い人が参加し若い人に呼びかける等である。二つは、視覚に訴える啓発活動である。若い人たちは視覚的ツールを使っている情報伝達が日常的である。バナー広告をはじめとしてネットを活用した啓発活動である。これは、今日のIT社会では若い人に限らず広く多くの有権者に対しても有効な啓発方法である。三つは、ワークショップ型の研修である。講師の話を聞くだけの一方通行の研修ではなく、参加者がその

知識・経験・専門性を生かして話し合い、相互に交流し、仲間の輪を広げていく主体的・実践的な学習方法であり、つなげて広げる研修である。

若い力と投票の質

そうした中で若い力が育ちつつある。若い人たちによる地域活性化に向けての各種のチャレンジが見られる。統一地方選挙では若い人が自ら立候補し、これを若い仲間が支えている。日常の選挙啓発活動においても、学生を含む選挙ボランティアあるいは選挙サポーターの活動が組織的に行われている。本協会の優良活動表彰においても若い人たちによる魅力的な啓発活動・学習活動が各地に見られた。

しかし、全体としては投票率の低下が続いている。私たち明推協の目指す投票総参加について、二つの課題がある。一つは投票率のアップであり、二つは投票の質の向上である。時代の流れは地盤・看板・鞆の三パン型選挙からマニフェスト型選挙へと向かっている。候補者・政党の主義主張・政策をしっかりと見極める力、選民力が求められる。政治教育が重要となる。

学校における政治教育

教育基本法と政治教育 教育の根本法である教育基本法は次のように定めている。「①良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」(一四条。改正前(旧八条)においてもほとんど同じく規定されていた。

良識ある公民として必要な政治的教養を培うことが政治教育であり、政治的教養とは政治についての知識・能力・態度である。言い換えれば、政治に対する理解力、公正な判断力と批判力、そして民主主義社会の成員・主権者として積極的に政治に参加する実践力である。公民教育、市民教育と重なるところが多い(本誌二九一号特集「市民性教育を考える」参照)。

この政治教育は学校教育や社会教育において行われる。学校では小・中学校の社会科、高校の公民科の授業が中心となる。小学校・中学校の学習指導要領では社会科において、個人の尊厳と人権尊重、国民主権と政治の働き、議会制民主主義と国民の政治参加選挙の意義等について、考える力と態度を育てるとしている。同じく高校の公民科においては、中学校の教育を踏まえて、主権者としての政治参加、民主社会に生きる倫理、国際社会における日本の役割等について学習することとしている。こうした政治教育はさらに総合的な学習の時間・道徳・特別活動・学級活動・児童生徒会活動などを通して行われる。

このように学習指導要領において政治的教養教育が明示されているのであるが、冷戦体制も手伝って、前述の教育基本法旧八条二項に定める政治的中立性の原則が強調され、政治教育・政治問題の学習は十分とはいえない傾向が見られた。投票率の低下や無党派層の増加は、政治を身近に感じるができなからだといわれている。地方分権・地域自立が現実課題となっているとき、政治教育の充実が改めて必要とされる。その際、体験学習さらに小中高一貫教育の視点が重要であろう。

メディアリテラシーの教育

政治的教養教育というとき、マスメディアに注目しなければならない。藤原正彦著『国家の品格』はこしばらく話題の書となり、品格は昨年の流行語大賞にも選ばれたが、藤原氏はこの本の中で、今や「マスコミが第一権力になっている」と述べている。立法・司法・行政を左右する大きな力になっているというのである。また、近藤孝弘氏の「ドイツの政治教育(第四回)」(本誌二九二号)によると、ドイツの小学校向けの教科書では第四の権力としてマスメディアについて取り扱っているという。

そもそも、大衆民主主義においては世論は権を動かす力であり、政治家は世論に敏感になるとともに、自らの情報を意識的にマスメディアを通して流す。私たちは情報の背後にある考えやメカニズムを冷静に科学的・論理的に追求する思考力が必要である。こうした力がメディア・リテラシーであり、情報化社会に生きる重要な力である。

なお、個が情報の受発信の主体となるIT社会・多メディア社会ではメディアは次々と瞬時的な絵になる姿を追い求め、報道と娯楽が混在する傾向が強くなる。いわゆる劇場型の政治・選挙であり、有権者の冷静な目と選民力が一層必要となる。

地域・家庭における政治教育

前述のように政治教育は学校教育とともに、社会教育においても行われる。戦後、公民館等を中心に青年団・女性団体が担い手となって社会教育を推進し、そこにおいて政治教育が行われてきた。そして、この二つが戦後民主主義と選挙の大きな推進力でもあった。生涯学習社会の構築が進められているとき、公民館等での地域に根ざした政治教育の推進が考えられなければならない。なお、社会教育の本質は自主性・自立性にあり、学習者が積極的・主体的に参加しつつ政治教育を進めることが重要である。

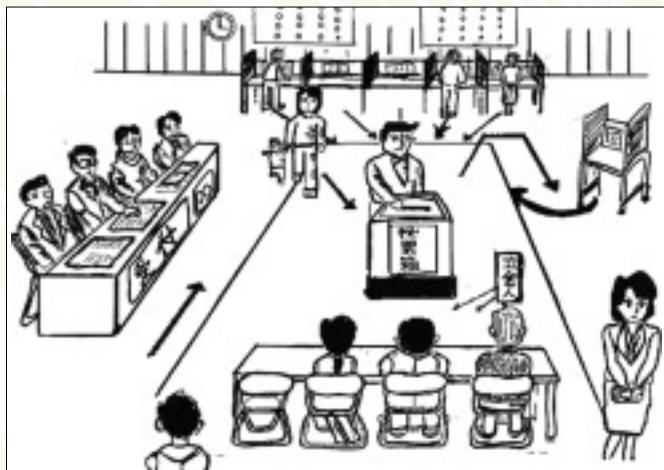
最後に、すべての教育の出発点であり人間形成の基盤をなす家庭教育に注目しなければならない。改正教育基本法は家庭教育について独立の条文(一〇条)を設けてその重要性を強調するとともに、学校・家庭・地域の連携協力についても規定した(二三条)。アメリカでは大統領をはじめ政治家が気軽に学校に出入りして子どもたちに話をし、家庭では政治家の主張や政策を理解する力を育てるという。学校・家庭・地域社会の連携協力による具体的・実践的な政治教育が期待されるが、明推協はこうした点でコーディネーター的な役割を果たすことができると考える。

子どもは、本当に物事を素直に捉えるし、わからないことを素直



政治・選挙教育の授業

- ・書く所で「しきり」があるのはどうしてか。
 - ・一つだけ、離れて書く所は何か。
 - ・壁に書かれているのは何か。
 - ・どうして投票箱は一つしかないのか。
 - ・手や目などが不自由な人はどのようにして投票するのか。
- その他にも、時間のことや入場券をなくした場合や、期日前投票に関する「問い」も出された。



県選挙管理委員会の説明

の人に投票してもらいたい努力と工夫」を捉えることにつながる「問い」が出されたことがうれしかった。

授業に、県の選挙管理委員会の方も呼びしていたので、問いの中から、立会人のことをお聞きした。立会人は、市役所の選挙管理委員会の人が選挙権のある人から選ぶことや選挙が厳正に行われているか見届ける仕事をするなど話をしてくれた。

授業後、子どもたちは問いへの答えを追求した。

調べていく中で、なぜ投票率が下がってきたのか、投票率を上げるために選挙の仕事に携わる人がどんな努力と工夫をしているのかについて確認することができた。「責任を持つて人を選ぶ」ということの意味は当事者にならない限り実感はできないであろうが、「選挙は大切だ！ 自分は必ず選挙に行くぞー！」という思いは強くしてくれたようである。

子どもたちの感想

「選挙の学習をして政治に興味を持ちました。

小学校における政治・選挙教育への取り組み

山形市立第五小学校教諭 小関明美



●プロフィール
こぜき あけみ

山形県公立小学校教諭。6年政治の授業を機に、小学校における選挙啓発授業に取り組み、19年3月には、山形市立第五小学校、山形県選管および山形県明推協が作成した、「選挙啓発授業報告書」の作成に参画。

し、政治は、すべての国民にとって自分たちの暮らしをよりよくするため必要不可欠なものであり、子どもたちにとっても無関係なものではない。

選挙の授業で政治への関心を
小学校では、六年生の後半に政治学習を行うことになっている。歴史学習では生き生きと考え調べていた子どもたちが、政治学習に入ると急に意欲を示さなくなることが多い。その原因について、子どもたちは、「政治は大人がすることだから、僕たちには関係ないよ」「言葉や決まりが難しくてよく分からない」「覚えることがばかりで、考えたり調べたりすることが少なくて、つまらない」という場合が多い。

現在、投票率の低下や政治への無関心など、大人の政治離れがしばしば問題となる。しかし

国や県や市町村の政治を担う人たちが「議員」であり、この議員を選ぶのが私たち国民による選挙である。そこで、国や県や市の政治を行う議員を選ぶ「選挙」に関する興味を持たせることが政治に関心を持たせることにつながる。選挙の授業に取り組んだ。どのように「選挙」に学習をつなげていくか考え、下図のような学習計画を考えた。

授業の実際

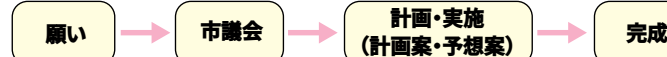
授業は次頁の「一枚の絵」からスタートした。選挙投票所の様子を表した、ごく普通の当たり前の絵である。難しい政治の内容や選挙を学習するのに、難しく迫ったら、子どもは興味も関心もわかないだろうと考えた。授

に表現すると改めて思った。選挙の「厳しさ」と「できる」だけ多く

学習計画

単元:わたしたちの願いを実現する政治(10時間)

(1)生涯学習センターができるまで(3時間)



他に、市議会ではどのようなことが話し合われるのか

お金はどこから出るのかな?

このようなことを決める議員はどのようにして選ぶのかな?

市議会のことをもっと知りたい

議会について考えよう

選挙について考えよう

(2)市議会について学区の議員さんにインタビュー。(1時間)

(3)税金の使われ方を調べる。(2時間)

(4)選挙について考える。(4時間)

①1枚の絵から、選挙に対する子どもの興味関心を喚起する。

②わからないことを調べ、話し合い、まとめる。

・お家の人、町内会の役員、議員、選挙管理委員会の人等

③選挙を自分の問題として考え、政治への関心を持つ。

業が始まり「一枚の絵」を提示した時、驚いた。子ども達の目が輝き始めたのである。子ども達は、気づいたことやわからないことをたくさん書いてくれた。話し合いが始まり気づいたことを発表する中で、選挙の様子が鮮明に捉えられていった。様子が鮮明になると「わからないこと」も鮮明になってきた。立会人はどんな仕事か、誰がするのか。受付に四人もいるのはどうしてか。

授業でみんなと語り合ったり、選挙管理委員会の人や地域の人からいろんなことを教えてもらったことがすごく楽しかった。パンフレットの投票率を見て、『なんで?』とがっかりした。投票所ではいろんな工夫をしているのに、どうして無関心な人がいるんだろう。同点の場合、再投票と思ったのに、『くじ』で決めるのには驚いた。『選挙は自分には関係ない』という大人だけにはなりたくないと思った。

これは、授業終了後の子どもたちの感想である。選挙の言葉は知っていても選挙のことはほとんどわからない子ども達であった。現在、小学校では学級委員長や児童会長などの児童会役員を決める選挙もないので、「責任を持つて人を選ぶ」ということがどういうことなのか、この授業を通してその子なりに考えてもらえればと思った。

おわりに

「責任を持つて人を選ぶ」という選挙の社会的意味を認識していく最初の授業としては効果があったのではないかと自負している。これが契機となり、地域や日本で行われる選挙、身近にいる議員の仕事、国や地方の政治にだんだんと関心を持ち、その中で自分の生き方を考えることのできる人間になってくれることを願っている。



「マニフェスト選挙に臨む」(新潟日報社提供)

中学校における政治・選挙教育への取り組み

新潟市こども未来課指導主事 後藤雅彦



●プロフィール
ごとう まさひこ

昭和36年生まれ。東京都渋谷区役所から転職、平成3年から新潟県公立中学校教諭。平成18年から新潟市教育委員会指導主事。今春からこども未来課へ。「政治教育」をテーマに、現在、新潟大学大学院後期博士課程在学中。

社会科の授業を変えたい、心から：

私が中学校の社会科授業の中で初めて「模擬投票」を試みたのは、今から十一年前の平成八年一〇月のことである。その年、市議会の傍聴に生徒を連れて行った。毎度カタイ？政治や選挙の話はしたくない。何か教室を出られるような変化がほしく、日程をやり繰りして、三学年全て（それでも三クラスだが）に答弁している実際を見せた。

さて、傍聴の次は…と思案中のとき、正に衆議院の解散が、政治日程に浮上してきたのである。日頃から社会科なのに、世の中の出来事や動きと関わった授業になっていないの

を苦々しく思っていたし、また、当時授業に関わって印象に残っていたのは、基地問題をめぐって、沖縄の生徒が「模擬投票」をしたことだった。投票を通して社会参加をした姿が大人っぽく映っていた。

いまから振り返ると、こうした下地の中に、例の解散選挙が入ってきたのである。「あつ、これを授業に取り入れてみよう！」、そのユースは、一瞬にして自分の中で「模擬投票」に変わったのである。

初めて取り組んだ模擬投票は

こうしたきっかけにより、教室で生徒が投票することになった。教科書を使った選挙や政党の仕組みを学習した上で、さらに選挙区の政党の公約や立候補者の主張を調べさせて投票に臨ませた。

授業後の生徒の感想を紹介すると、「それ

政治に関心があるほうですか」というアンケートの問に対しては、「ある↓一〇人」「一〇・六％」ない↓七九人「八四・〇％」、また「まもなく参議院議員選挙が行われます。あなたは関心がありますか」という問に対しては、「ある↓五人」「五・三％」ない↓八六人「九一・五％」というように、生徒の政治や選挙についての関心が低い中で「模擬投票」が行われたことが伺える。

これが「模擬投票」後のアンケートでは、「五年後、あなたは選挙権を持つことになり

「たぶんする」学習前四八人「五一・一％」↓学習後四七人「四八・五％」
「たぶんしない」学習前一〇人「一〇・六％」↓学習後九人「九・三％」
「必ずしない」学習前四人「四・三％」↓学習後四人「四・三％」
「わからない」学習前二四人「二五・五％」↓学習後一人「一一・一％」
となっており、全員ではないが参加意欲の高まりを示していた。

また、あるときは有権者が回答した全国世論調査結果と、生徒（平成十二年、中学三年生六クラス二〇九人）との実態を比較してみた。

「政治家という言葉から、どんな印象を受けますか」という問に対して、「あてにならない」が世論調査↓四五％、生徒↓四四％、「あなたは、日本の政治家を、どの程度信頼していますか」との問には、「あまり信頼していない」が世論調査五四％、生徒五九％となった。

このように、政治や政治家に対する信頼感が、大人の有権者と生徒の間では差異が見られなかった。

まで私は、選挙に関心がなかった。ただ選挙は紙に人や党の名前を書いて投票すればいいと思っていたけれど、代表を選ぶということは、今後の日本をどう変えるかという大事なことを意味していた。私は、選挙というものを甘く見ていたと思う」「実際に自分が投票する立場になると、選挙は有権者によって左右されるんだと実感しました。将来、有権者になったとき、その権利を無駄にしてはいけないと思います」などである。

もちろん、全員が毎回授業の度に、こんな前向きな受け止め方ばかりをしたわけではない。しかし、その真摯な態度にふれて考えさせられるのは、授業者である私自身であり、もつといえ、いまの有権者への痛烈なメッセージを発していると受け止められるのである。子どもに教えられるのが政治教育でもある。

政治的関心も調べていくと

さて、こうして国政選挙と同時開催の「模擬投票」とのつきあいが始まったのだが、社会科の授業と結び付け、あくまで政治学習の一環としてのスタイルはその後に変えなかった。また、投票前後にわたり、生徒の政治的関心の変化も、そのつどアンケートを集計し分析してきた。

「模擬投票」前の生徒の実態（平成一〇年、中学三年生三クラス九四人）は、「あなたは平成一五年、国政選挙は初のマニフェストが示された。上の写真は、そのときインターネットを中心に政党間を比較させて一票に臨んだ風景である。

投票箱も記載台も、新潟市選挙管理委員会のご協力によって、実際の選挙のときと同じものを使用したのである。

そして、翌年ここに写っている生徒が高校一年生になって国政選挙があった折に、あるクラスの卒業生に模擬投票について聞いてみた。その際、「あのときの授業をしなかったら、政治に対する関心を持たないままだったと思う」と答えた生徒の言葉が、いまでも印象に残っている。

政治教育に大切なことは

政治教育がぶつかる問題として、「教育二法」（いわゆる教育の「政治的中立」の確保等を定めた関連法）が取り上げられる。いわゆる「冷戦期の遺産」として、戦後教育が脱政治化していく言説を生み出した。しかし、大切なことは「政治的中立」の意味を正しく理解することであり、今はこうした中学校現場においても、政治的な教育をタブー視する時代ではなく、その実践が十分可能ということである。

これまで紹介したような生徒が残したメッセージと向き合い、それらにきちんと答えを返していくことが大切ではないだろうか。

高校における政治・選挙教育への取り組み

芝浦工業大学柏中学高等学校教諭 杉浦 正和



●プロフィール すぎうら まさかず

昭和26年生まれ。千葉県芝浦工業大学柏高等学校教諭。昭和62年からディベート学習を展開、平成15年から学校模擬投票を実現。著作に『原発、是か非か』（著）、『生徒が変わるディベート術！』『授業が変わるディベート術！』（共編）など。

に参加し、それ以外では討論を審査する側になる。討論チームになると準備が大変なのだが、生徒たちは難しい社会問題

る立場の言い分と違いを明確にするため、生徒レベルの討論によって関心を引き出す教育的仕掛けなのである。
ディベートはノウハウを覚えてしまえば難しくないが、普通の講義式授業と比べると簡単とはいえない。討論が盛り上がるテーマ選びや論争を理解できる基礎知識を教えること、事前の討論準備の指導など講義式授業より面倒なことが多々ある。一時のブームが去ると、ディベートを授業で取り入れる教師は徐々に減っているようなのが残念である。それでも、目の前の生徒がディベートを楽しみ、現実の社会問題への関心を高めていることは大きな成果であった。しかし、大きな弱点があることに最近気づいたのである。

高校時代から始まる青年の低投票率

高校生の社会認識調査に関わって選挙への参加意欲を分析すると、高一から高三になるにつれて投票意欲が下がるという結果が出た。大きなショックを受けたので、翌年、他の調査に関わって、選挙に行く理由や行かない理由を調べた。すると、行かない理由は、政治を信用できないがトップで二六％、支持できる党がない二一％、政治に関心がない一九％。行く理由は、国民の権利であり義務でもある三六％、生活に関係する一六％、政治を変えられる一五％であった。

青年の低投票率の最大原因が、政治に関心

社会問題に積極的に関わるディベート

社会科は、青年が社会参加したときに生きる力を育てる教科である。特に高校では、現代社会の諸問題を理解することを目指して、時事問題について生徒が明確な意見をもつことを目標としてきた。中核にすえてきたのがディベートという、現実の論争テーマをとりあげる討論学習である。その特徴は、生徒が肯定と否定のチームに分かれて決められた立場で準備をし、授業では一定のルールに従って勝ち負けの決まる試合として討論することである。本校では、高一の「現代社会」という科目で年一六回行われ、各生徒は四回討論

の討論をととても楽しんでいる。青年の社会的関心が低いといわれるが、実は青年がとても討論好きなことがディベートでわかる。問題は、そうした場と機会が与えられるかどうかである。

様々な問題に関する政策論争なので、ディベートは、現実問題への意見をもつことと民主政治における論争の意義を学ぶという、二つの意義をもつ政治教育である。さらにディベートが画期的なのは、教師や生徒が特定方向を志向せずに、各生徒の意志決定が自由なので、本質的に政治的中立性を保てることである。生徒は、対立する立場がそれぞれ説得力をもつことを実感し、両者の意見を聞いて自分の立場を決める。ディベートは、対立す

なほどみんなが協力的で準備が順調に進んだ。

放課後に昇降口で生徒会役員が受け付け、投票は行われた。投票率は六〇％に達し、中三から高三までが参加した日本初の学校模擬投票が成功したのである。社会科通信をずっと発行していたので、模擬投票特集号として広報に役立てた。

こうして、その後本物の投票箱まで買って、社会科教員の協力のもと、生徒会主催行事として参院選や県知事選、衆院選と四回実施した(国政選挙は比例代表のみ)。対象生徒は中三から中一まで広がり、中高生全員が模擬投票に参加するようになった。社会科通信で政策一覧表も配付するので、まじめな生徒は熱心に研究して投票する。

最初は、生徒が変な選挙運動を始めたたり、まじめに考えずに投票したりすることを心配したが、行事として定着してきわめて自然なものとなっていった。中学生も高校生も、マニフェストや選挙公報を見ながら、それなりに真剣に政党を選ぶのである。投票箱に投票用紙を入れるときはニコニコしている。ちよつと大人になった気分がするからだろう。感想には、国民の一人になった気がする」と書く者が何人もいた。投票結果は実際と大差ない。マスコミに強く影響されるといえないもないが、その影響の仕方に大人と真面目な子供の間に大きな差がないようである。

模擬投票による関わりが関心を引き出す

問題点が見えたときに、答はすぐに気づいた。模擬投票である。授業の流れと現実の選挙が重なったときに模擬投票を授業でやったが、それ以上の問題意識がなかった。選挙への参加意欲は特別の仕掛けが必要であることがわかった。模擬投票は授業だけでなく学校の行事として行うべきだろうと考えた。

そんなとき、平成一五年秋に衆議院選挙が行われるという状況になった。NPOライツからの呼びかけを受けて、学校長や社会科教員、生徒会役員に学校全体での模擬投票を働きかけた。投票場所をどこにすべきかなど悩むことも多かったが、意外

模擬投票



本気になって投票する生徒

放課後に投票を受け付けるので、部活などが忙しいと投票できないこともあるし、無視して通りすぎる生徒もいることはいる。しかし、次のような感想を寄せる高一女子がいた。「自分の一票が日本に影響を与えるようになって、思ったら、すごくその一票が重く感じられて、模擬なのに少し緊張しました。箱に入る瞬間が楽しかった。」

模擬なのに本物と同じように感じる様子は他の感想にも少くない。選挙という国をあげた大イベントに参加することが大事なのであって、自分の一票が現実の数えられるかどうか、問題ではない生徒もいるのだろう。

模擬投票の効果には、①政治に興味をもつきっかけ、②投票で民主主義を体感、③意思決定を学んで政治家への関心が深まる、④将来的な投票率増加と家族への波及効果などがあげられる。

政治教育の一環であるが、学校として取り組むべき課題でもある。しかし、現実には管理職などに拒否反応が強いのが現状である。マスコミや選挙関係者などの協力を得て学校や授業における模擬投票を普及させるため、模擬選挙推進ネットワークを結成して働きかけをしている。今後とも多くの理解が得られるよう努力したい。

小中高における政治・選挙学習の実態と課題

国立教育政策研究所総括研究官 谷田部 玲生



●プロフィール
やたべ れいお

国立教育政策研究所教育課程研究センター基礎研究部総括研究官。お茶の水女子大学附属高等学校教諭などを経て現職。社会科学系科教育、特に公民教育を主な研究分野としている。

六学年の社会において扱われる。平成一〇年十二月告示、平成一四年四月施行の現行小学校学習指導要領社会の第六学年には、以下のような「内容」がある。

社会科学系教科と政治・選挙学習

わが国の初等・中等教育における政治・選挙学習は、主に社会科学系教科（小学校社会、中学校社会、高等学校地理歴史・公民）において行われている。わが国の社会科学系教科の究極的な目標は、公民的資質の育成である。公民的資質とは、国家・社会の構成員として必要とされる知識・理解、能力、関心、態度のことである。

ここでは、政治学習の中でも特に選挙学習に焦点をあてて述べてみたい。

小学校における選挙学習

小学校において、政治や選挙は、主に第

（２） 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

そして、この「内容」についての「内容の取扱い」には、以下のように示されている。

内容の（２）については、次のとおり取り扱うものとする。（略）

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、租税の役割などについても扱うようにする

中学校における選挙学習

中学校では、政治や選挙は、第三学年の社会公民的分野において、主に扱われる。小学校と同じ平成一〇年十二月告示、平成一四年四月より施行された現行の中学校学習指導要領社会公民的分野の「内容」（３）現代の民主政治とこれからの社会」には、以下のよう

イ 民主政治と政治参加

（略） 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深める。さらに、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

そして、この「内容」についての「内容の取扱い」には、以下のように示されている。

イについては、次のとおり取り扱うものとする。

（ア） 調査や見学などを通して具体的に理解させること。

さらに、『中学校指導要領解説社会編』（文部省、平成十一年九月）では、次のように述べている。

こと。その際、政治の制度や機構に深入りしないよう配慮すること。（傍線筆者、以下同じ）

さらに、『小学校指導要領解説社会編』（文部省、平成十一年五月）では、「政治の働きを具体的に理解できるようにするため、国会議員の選挙、国会の働きについて調べ、国会などの議会政治の働きや選挙の意味について、（略）理解できるようにすることが大切である。」（二〇三頁）と述べている。

小学校における選挙学習の実態

小学校第六学年社会の授業時数は、年間で一〇〇単位時間（一単位時間は四五分）が標準となっている。第六学年の社会では、わが国の歴史と政治、国際理解について学習する。選挙については、政治の学習の中で学習する。わが国の小・中学校では、教科用図書、いわゆる教科書を主たる教材として、授業が行われることが一般的である。教科書に沿って授業を行った場合、政治については一〇〇単位時間中一五単位時間程度で学習することが多い。その中で、選挙についての学習に充てられる時間は、一単位時間程度である。実際の授業では、選挙について調べたり、政治の働きと選挙の関連をまとめたりして、選挙の大切さや選挙を通して政治に参加することの大切さを理解する学習が展開されることが多い。

『選挙の意義』については、それが、国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させるとともに、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義に気づかせることを意味している。

その際、具体的な事例を取り上げ関心を高めさせるとともに、正しい選挙が行われることが大切であることを十分に考えさせることが大切である。」（一四七頁）

中学校における選挙学習の実態

中学校社会公民的分野は、第三学年に配置されており、授業時数は年間で八五単位時間（一単位時間は五〇分）が標準となっている。公民的分野では、政治や経済について学習する。選挙については、小学校同様、政治の学習の中で学習する。政治については公民的分野八五単位時間中、三〇単位時間程度で学習することが多い。その中で選挙については、一

二単位時間程度を充てる。

実際の授業では、選挙は政治に参加する主要な方法であることや選挙制度のあらましを理解させることなどが中心となる。具体的には、選挙権の原則、代表者を選ぶ仕組み、政党政治、選挙公約・政策、選挙の課題などについて学習する。

このような学習が一般的ではあるが、授業中に、生徒が政党を作り、選挙公約を考え、

ポスターを作成したり立ち会い演説会をしたりして、模擬的な選挙を行うなどの実践が見られないわけではない。そして、それらをもとに、現行の選挙制度を調べさせたり、問題点とその解決策について考えさせたりする授業も行われている。

高等学校における選挙学習

高等学校において、政治や選挙が主に扱われるのは、公民科の「現代社会」と「政治・経済」においてである。

高等学校公民科の必修教科目は、「現代社会」（二単位。一単位時間を五〇分とし、三五単位時間の授業を一単位として計算することを標準）または「倫理」（二単位）・「政治・経済」（二単位）となっている。すなわち、わが国の高校生は、「現代社会」あるいは「政治・経済」のどちらかで、政治や選挙について学習することになっている。

（一）「現代社会」

「現代社会」の「内容」（２）現代の社会と人間としての在り方生き方」には、以下の内容がある。

ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理

基本的な人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成



と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。(略)

この「内容」について、『高等学校指導要領解説社会編』（文部省、平成十一年九月）では、次のように述べている。

「『世論形成と政治参加の意義』については、多様な諸個人の意見を基礎に運営される民主政治にとって、世論形成及び国民の政治参加のもつ意義を認識させ、民主政治の下では、政治参加は国民の重要な権利であると同時に義務とも言えるものであることについて理解を深めさせる。その際、大衆民主政治の下における政治的無関心の増大がもつ危険性などにも触れながら、良識ある公民として主体的に政治に参加する態度を育てることが大切である。また、政党政治と選挙、行政の民主化、世論とマスコミュニケーション、圧力団体、住民運動などについても、間接民主政治の在り方と関連させつつ理解を深めさせる。」（二八頁）

（一）「政治・経済」

「政治・経済」の「内容」（一）現代の政治には、以下のような内容がある。

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法
日本国憲法の基本的性格と国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観し、政治と法の機能、人権保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義について理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について探究

させるとともに、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての参政の在り方について考察させる。

この「内容」について、『高等学校指導要領解説社会編』（文部省、平成十一年九月）では、「人権保障と法の支配」のところで「参政権については、普通選挙制度の実現によって、政治的平等の原理が確立されたことに触れるとともに、選挙をはじめとする国民参政の制度との関連を理解させる。」（八三頁）と解説している。

さらに、『政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての参政の在り方について考察させる』については、現代政治における政党の役割や国民の政治参加の主要な方法である選挙の制度や課題などについて客観的な資料を基に様々な角度から理解を深めさせ、それを踏まえながら、望ましい政治の在り方や主権者としての参政の在り方について具体的に考察させる。例えば、法律や予算が成立しその内容が実施されるまでの政治過程や選挙における、個人、政党や圧力団体などの政治組織の行動及び住民運動や市民運動について取り上げ、国民の政治参加が政策決定に及ぼす影響について探究させるとともに、国民の政治参加の在り方について考察させることが考えられる。」（八六頁）と述べている。

高等学校における選挙学習の実態

「現代社会」「政治・経済」とともに二単位であるため、選挙についての学習に充てられる時間は、一〜三単位時間程度が一般的である。そのため、実際の授業は、わが国の国会議員の選挙制度などについて理解し、参政権の保障と国民主権の関係を認識するなどの知識・理解中心の学習となる場合が多い。

選挙学習の課題

以上のように、各学校段階とも、選挙についての学習は、数時間程度しか行われていないのが現状である。そのため、学習は、選挙についての知識・理解が中心となり、選挙への関心や態度までは十分に育成することができていないようである。

選挙について学習しなくても、民主政治の本質などについて理解させれば、選挙への関心や態度も身につけさせることができるという考え方もある。しかし、若年層の投票率などを見れば、現在の選挙についての学習では不十分であることは明白であろう。

選挙や政治についての知識・理解だけではなく、能力、関心、態度までも身につけさせることのできる授業内容・方法の開発が急務である。

アメリカ連邦議会の中間選挙

昨年十一月に行われたアメリカの中間選挙では、民主党が上下両院を制して世界的な話題となった。特に定数一〇〇の上院は民主党系が五一議席と過半数を制したが、その後、同党当選議員の辞退騒ぎ（病気による入院もあり、マスコミを賑わせた。辞退が現実のものとなると、次点の共和党候補の繰上げ当選となり、結果、民主・共和両党が同議席となることから、この議員の動向に注目が集まった（同数の場合は、上院議長を兼務するチエイニー副大統領の票で決する）。しかし、議員はその後回復、議員として留まっており、上院も民主党が過半数を維持している。

今回は、この中間選挙を含むアメリカ合衆国連邦議会の選挙の仕組みについて紹介する。

上院と下院

連邦議会は、上院（Upper House、Senate）と下院（Lower House、House of Representatives）または単にHouse）の両院からなる二院制を採用している。法律制定等の議決権限は両院対等であるが、下院には歳入法案先議権、弾劾訴追権が与えられ、一方、大統領が指名する閣僚・連邦裁判所判事等

の人事の承認権（官職任命同意権）や条約の批准承認権等は上院のみが権限を持つ。また、上下両院がそれぞれ違った修整等を行った場合は、両院協議会に諮られ調整される。

一般的には、上院の方が威信は上と考えられているようである。

下院は定数四三五、二年ごとに全議員が改選される。選出定員は、人口に比例するように、一〇年ごとの国勢調査にあわせて各州に配分される。下院の各議席は、地理的な選挙区を代表しており、各州では定数に応じて選挙区割りを行い、単純小選挙区制度により議員は選出される。最少のアラスカ州ほかの一名から最多のカリフォルニア州五三名まで、州選出定員の差は大きい。

下院議長は多数党から選出され、民主党が勝利した〇六年の選挙では、初めて女性下院議長が誕生した（民主党・ナンシー・ペロシ氏）。

上院は任期六年、二年ごとに三分の一の議員が改選される。選出定員は、州の人口や面積などに関係なく各州一律二名とされており、上院議員は州の代表といえる。上院議員は当初、州議会によって選ばれていたが、一九一三年の憲法修正第一七条により、州民の

直接投票で選出されるようになった。上院議長は副大統領が務める。

大統領選挙を含むすべての連邦選挙は、連邦法の定めに従い、「十一月の第一月曜日の属する週の火曜日」に実施される。

選挙権は両院とも一八歳以上の選挙登録を行ったアメリカ市民に与えられ、被選挙権は下院が二五歳以上、上院が三〇歳以上である。

中間選挙

前述のように、上院および下院の選挙は二年に一度行われ、四年に一度は大統領選挙と同時にとなり、それ以外では大統領の任期が二年経過した時点で行われる。この選挙を「中間選挙」と呼んでおり、今回の選挙はこれに当たる。

中間選挙では、下院の全議員、上院は三分の一が改選される（〇六年は三三人）。

中間選挙での大統領所属政党の当選者状況は、現職大統領の二年間の政治（政策）に対する有権者の評価を意味するとともに、次の大統領選挙の動向を予測する材料を提供するものとして注目されている。

ただ、議院内閣制の日本とは違い、大統領制を採用するアメリカでは、中間選挙の結果が大統領の失脚に直接結びつくものではない。

イギリスのシティズンシップ教育

〈第1回〉



西武文理大学教授
新井 浅浩

プロフィール

あらい あさひろ

昭和35年生まれ。横浜国立大学教育学部卒、カリフォルニア大学教育学大学院修士課程卒。現在は西武文理大学サービス経営学部教授。専門は比較教育学、人格・情意教育論。

主著に『現代英国の宗教教育と人格教育（PSE）』（共編著、東信堂）、『市民性形成論』（共著、放送大学大学院テキスト）など。

近年、わが国において市民性形成のための教育について議論されていますが、その際、イギリスではそれが必修化されていることが、しばしば伝えられています。またわが国でも、ごく一部で先駆的に実践されるようになりましたが、そのあり様は少なからずイギリスの影響を受けているようです。

これから六回にわたって、イギリスのシティズンシップ教育について紹介していきますが、初回である今回は、いかなるきっかけや経緯の中でそれが必修化されることになったのかを説明したいと思います。

シティズンシップ概念の再考

近代におけるシティズンシップとは、一七世紀から一八世紀にかけての市民革命をきっかけとして、国民国家における義務と権利をめぐむ議論としてとりあげられてきたものですが、それは、「自由」と「平等」の保障を目指す民主主義の発展を背景としています。そしてその民主主義とは、自由主義の伝統と共和主義の伝統の上に成り立っているといえるのです。

このようなシティズンシップの

あり方は、イギリスの一九七〇年代および八〇年代以降の政治的・社会的状況の変化により、問い直されることになったのです。

一つは福祉国家の見直しです。イギリスの福祉政策は、「ゆりかごから墓場まで」と称されるように先進国のモデルとされてきました。第二次大戦後政権をとったアトリー労働党政権は、公営住宅の建設や鉄道の国有化、年金や雇用に関する社会保険など福祉サービスの推進、国民保健サービス（NHS）による医療の無料化などを導入しましたが、それは、その後、政権をとった保守党にも受け継がれたのでした。このようにイギリスにおいては、二大政党が足並みをそろえたという意味で「コンセンサス政治」といわれたのです。

しかし、一九七〇年代以降、その手厚い福祉政策が財政を圧迫し、また人々の勤労意欲の低下を招いたと指摘されました。一九七九年に、サッチャー保守党が政権をとり、それまで長く続いたイギリスの経済的不振を打破するため、福祉政策を見直して市場原理を導入しました。

福祉国家におけるシティズンシップは、個人が国家と契約をすることにより、その権利と義務が生ずるという考え方でしたが、ここにおいてそれは大きく変容することになったのです。

またそれまでのシティズンシップは、国民国家というものが前提となっていたのですが、それが揺らぎ始めました。移民による文化的多様性の高まりや、イギリス内でのウェールズ、スコットランド、北アイルランドの自治の問題、さらには欧州統合の動きなどは、単一の国家としてのシティズンシップの考え方の限界を示したものでした。さらに経済のグローバル化や科学技術・通信技術などが進歩したことで世界の人権や地球資源の問題を意識せざるをえなくなりました。



ロンドン市内の中等学校のシティズンシップの教室の掲示物—
（ゴミ）削減、再利用、リサイクルが標語として掲げられている。

たが、このこともシティズンシップの概念を再考することにつながりました。

新たな

シティズンシップ教育の始まり

一九九七年にトニー・ブレア率いる労働党が政権を奪取しましたが、その政策は、旧来の福祉国家への回帰ではなく、またそれまでのいわゆる新自由主義の路線でもない「第三の道」と称されるもので、教育政策もその枠組みの中で実行されることになりました。

加えて一九九〇年代から二一世紀初頭にかけての社会的な問題状況は、これまで以上にシティズンシップ教育の必要性を認識させることになりました。

その一つは、民主主義の危機と捉えられるいくつか事態です。若者たちが政治に対して無関心であることが指摘されていて、それは特に若者の選挙の投票率の低さに表れています。またそれは、二〇〇一年九月十一日にアメリカで起こった同時多発テロをきっかけとして浮かび上がった問題でもあります。ブレア首相は、これを「民主主義の価値に対する拒否」とい

う捉え方をしました。これによりイギリスにおいては、イスラムの過激派を取り締まるための「二〇〇一年反テロリズム、犯罪および安全保障法」「二〇〇五年テロリズム防止法」などが制定されました。これはそれ以前から存在していた構造的な人種差別と関連して、民主主義を脅かす事態がせまったとも認識されています。

また先進国に共通しているといわれている怠学、破壊活動、無差別暴力、計画的犯罪、薬物利用の習慣など「若者の疎外」の問題は、イギリスにおいても例外ではありませんでした。加えてイギリスでは若年の失業率の高さが一九九〇年代後半から特に深刻な状況ですが、このことにより若者への自立支援が重要なテーマとなりました。さらにブレア政権下においては地方分権化が進み、スコットランドとウェールズでは一九九九年に最初の地方議会選挙が行われ、自治政府が誕生したのでした。こうして国家と自治政府との双方でのシティズンシップを考察する必要に迫られたのです。

このような状況の中で、政府に

においてもシティズンシップ教育のあり方が検討され、一九九七年には通称『クリック報告書』が出されました。結果として二〇〇二年からシティズンシップ教育が義務化となりましたが、そこでは同報告書で提示されたものが基本的に踏襲されました。同報告の座長であった政治学者のバーナード・クリックは、民主主義についての啓蒙書を書いていますが、そこで注目すべきは、民主主義というものをひたすら賞賛するべき至上の価値として捉えているのではないという点です。それは、ある意味では永遠に解決されない問題といえるのです。ここにおいてシティズンシップとは、民主主義そのものの抱える問題に対して、自ら能動的に取り組んでいく市民の資質と能力を想定しています。したがってその教育は、そのための市民的能力の育成を眼目としているのです。

シティズンシップ教育は、義務教育修了である一六歳までの段階での中等学校において必修化されました。初等学校においては「人格・社会性の育成と健康のための教育」（PSEといえます）と

の融合によるものとして必修に準ずるとされました。

今般のシティズンシップ教育の内容の主要な要素の一つは、政治的リテラシーの教育です。これは、クリックがかつて政治教育の導入を熱心に唱えた人物であったことが反映されているともいえますが、その一方で、主要な要素の中に「社会的道徳的責任」を入れていくことにも注目しておきたいのです。このことは、先ほど指摘したように、「若者の荒れ」が深刻に意識されていることの表れともいえるでしょう。総じていうならば、イギリスのシティズンシップ教育は、若者を立派な大人にするための総合的な取り組みといってもよいでしょう。

次回からは、シティズンシップ教育の具体的な実践の例を紹介していきます。



政府発行のシティズンシップ教育における評価のためのハンドブックに示された単元「民主主義の実践」の挿絵から

行列のできる

〈第1回〉

講座のつくり方

牟田 静香

「私にとって講座に人を集めることと販売している商品を購入してもらうことは同じことである」と思っています。要はお客様のニーズにいかに応えることのできる「商品」を作ることができの、またその「商品」のウリをどう広報するのかということ。講座の企画にとって「商品力」とは「企画力」そのもの。いくら広報宣伝がうまくてもその商品が粗悪品であれば、お客様は二度と同じ商品を購入してはくれません。その逆でその商品が優れていても、「優れた商品」であることを宣伝しなければ購入されることはありません。

講座に人を集めるためには「企画力」と「広報宣伝力」が基本であり、その上でリピーター率を増やし、新規顧客を開拓することが必須となります。この六回にわたる連載は、平成一五年までほとんど人が集まらなかった講座が、平均応募倍率三・三倍にまで変えたノウハウを綴ったものです。

むたしずか

〈プロフィール〉

1967年福岡県飯塚市生まれ。高校卒業後、地元の航空会社に就職。夫の転勤で大田区に移る。区の男女平等推進センター「エセナおおた」の活動を通し、不振だった同センターの主催講座に定員オーバー続出のヒット講座を連発するようになる。各自治体から講演依頼が殺到し全国を飛び回る日々を送っている。近著に『人が集まる！行列ができる！講座、イベントの作り方』（講談社＋α新書）がある。



定員割れ講座をつくり続ける理由

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」は平成一六年四月から行政に代わって私が所属する「NPO法人男女共同参画おおた」がその建物の管理・運営を行っています。現在「エセナおおた」には全国から多くの視察者が来ます。理由は二つ。一つは民間のNPOが行政に代わって公立の施設を管理しているという指定管理者制度の状況を聞きたい

せん。それに気づかない限り、いつまでたっても講座に行列などできるわけがありません。左の表をごらんください。「方針決定の場合の女性の参画」「まちづくりへの参画」……まるで役所の書類のような単語が並んでいます。じつはこれは、平成一五年五月から七月にかけて私たち「エセナおおた」で行った講座のプログラムです。

案の定この講座は四〇名の募集に対し、動員（頼んで来てもらう）をかけてやっと一六名の受講者という悲惨な結果でした。最終回の参加者はなんとたった七名です。そのうち純粋な申込者は一名、ほかの六名は「さくら」なのです。

自分たちの団体やグループの行動計画に沿って何か事業を行うことと、その文言そのままを講座のタイトルやテーマに使うことはま

はじめに企画ありき

まったく違います。興味のある内容をわかりやすく伝えないと市民は見向きもしないという典型例です。

どんなに良いチラシやホームページを作っても、宣伝を行っても、企画そのものが悪ければ講座に人を集めることはできませんし、たとえ集まったとしても受講者の満足度はとても低いものになってしまいます。まずは人々のニーズを把握し、興味のあるテーマを発見することが大切です。それが企画につながります。以前見たNHKのテレビ番組「プロフェッショナル仕事の流儀」に玩具企画会社の社長が出ていた時の話です。その日のテーマはズバリ「企画」でした。その社長は昔大ヒットした「たまごっち」を企画した人でした。社長が言うには「企画力とはイコール総合力、その人の生き様そのものだ」と。社員との何気ない雑談や日常生活のヒトコマなどでも、見るもの聞くものすべてが企画につながるのだと話していました。

講座の企画も同じことです。日常会話の中やまち中、電車の中、本や雑誌の内容、テレビのセリフ、はやっている歌詞の中などあらゆるシーンで企画のヒントが隠れています。あらゆるところにアンテナをはって、流行に敏感になり、企画のヒントを得ることが大切です。そしてその企画のヒントとなる情報を

ということと、もう一つは主催事業の講座のほとんどが定員オーバーのため、なぜ講座に人が集まるのかそのノウハウを教えて欲しいという理由からです。

私が講座を企画する目的は「男女共同参画社会の実現」、これだけです。男女共同参画社会というと「男性が家事をして、女性が働けばいい」と思っている方が多いですが、それだけではありません。社会的・文化的につくられた性差にとらわれず、個人がその人らしくイキイキと生きていける社会を目指しています。男女共同参画社会が実現すれば、少子化を食い止めることができ、児童虐待も減らすことができ、DVで女性が傷つけられることも減り、リストラされた男性が自殺することも減り、熟年離婚も減るはず。私どものNPOは、男女共同参画社会を実現するという強烈なミッションを持った仲間が集まって活動しています。講座に人を集めることは自分たちのミッションを実現するための一つの手段と捉えているのです。

とにかく講座に人を集めて、多くの人に「男女共同参画社会」の必要性を知ってもらいたいという思いで企画をしています。ターゲットを絞って、ターゲットが抱える課題を把握し、広報をしつかり行えばきつと講座に行列ができるはず。講座に人が集まらない原因はズバリ企画と広報に問題があるから。主催者側の問題以外の何ものでもありません。

キャッチする力が必要となります。どういう内容のものを企画すれば自分たちの目的が達成できるかをつねに考えなければいけません。

ターゲットの絞り込み

企画をたてるにあたって、とても大切になるのが「ターゲットの絞り込み」です。年齢・性別、既婚か未婚か、子どもがいるかどうか、働いているかどうか等々、ターゲットのライフスタイルや生きてきた過程に応じて抱えている課題がまったく違うからです。それぞれのターゲットが置かれている状況や生きてきた時代、社会背景などを把握した上で企画をたてるのがとても大切になります。

特に私は若い人向けの企画をたてることが多いため、企画をたてるヒントとして実践し

回	日	テーマ
1	5月17日(土)	男女共同参画社会への展望
2	5月31日(土)	方針決定の場合の女性の参画
3	6月7日(土)	まちづくりへの参画Ⅰ ～地域に目を向ける～
4	6月21日(土)	まちづくりへの参画ⅡⅢ ～大田区の現状～ ～自分たちの課題を見つける～
5	6月28日(土)	どう変わる社会保障(年金)
6	7月5日(土)	法律に見る女性の地位
7	7月12日(土)	グループ討議・発表



ワークショップを指導



著者の研修会

ていることがコンビニ通いです。自宅の近くにはコンビニが三軒ありますが、その中でもっともマガジンラックの面積の広い店に通っています。

す。今ではコンビニ業界も団塊やシニア層を取り込む戦略をたてているようですが、まだコンビニは若者が多く利用しており、若者に売れる雑誌がおりてあります。その雑誌の表紙に載っている企画を見るために毎日毎日仕事の帰りにコンビニに寄っています。毎日毎日通っているいろいろなことに気がつきます。例えば昨年の十一月には、複数の雑誌で「手帳活用術」が特集されていました。年末に近づき、そろそろ手帳を買い換える時期だからでしょう。それぞれの読者ターゲットにあわせた魅力的な枕詞とともに、その表紙を飾っていました。複数の雑誌が取り上げている企画ということは、確実にニーズがあるということです。「手帳活用術」の企画および十一月という時期をしっかりと頭に叩き込んで、忘れないようにコンビニを出てからすぐに手帳に書き込みます。いつか「手帳活用術」という切り口で男女共同参画社会の実現に関する企画ができるのではないかと思います。

現在その企画をあためている段階です。

また雑誌の表紙を眺めていると、カタカナが多いことに気がつきます。コロ、カラダ、キモチ、カタチ、キレイなど。最近は携帯電話も「ケータイ」とカタカナで表示されているほどです。若者が読む雑誌にカタカナが多いということは、日頃からカタカナのほうが見慣れているのだなということがわかります。そこに気がつければ、若い人向けの講座のタイトルにカタカナを使おうと思うわけです。

ターゲットのニーズをつかむ

前述したようにニーズがなければ人は集まりません。人が集まらないのであればテーマを変更することを検討しましょう。ただしその講座の目的が何であるかということをしつかり抑えた上で、目的がぶれないようにしなければいけません。「男女共同参画社会」といってもそのこと自体に興味がある人は少ないと思います。現に過去「男女共同参画セミナー」や「男性の家庭参画セミナー」という目的を前面に出したタイトルで人集めにとっても苦労したことがあります。確かに「エセなおおた」というセンターは男女共同参画社会の実現を目的とした「目的館」ですが、目的そのものに興味のある人が少なければ、目的を前面に出したところで受講者は集まらず、その結果目的が達成できないということになりかねません。

企画に客観性を

以前コピーライターのマエキタミヤコさんの講演で聞いた話です。不特定多数に思いを伝えるためにもっとも重要なことは、「客観性」であると話していました。そしてマエキタさんが自分自身にいつも言い聞かせている言葉は、「私の考えはとても偏見に満ちている」だそうです。講座の企画もまったく同じです。不特定多数がどういうことに興味があるのかを把握しながら、客観性をもって企画することが必要です。客観性をもつためには年齢、性別、仕事などが異なる人々と話をする機会を自らが進んでつくっていくことが大切です。つねに同じ仲間だけと話をしているも発展性はありませんし、ましてや客観性など身につくはずありません。

今回は、ターゲットに響くタイトルのつけ方などについてお話しします。

事業紹介

講師招聘助成事業

（財）明るい選挙推進協会では、市区町村明るい選挙推進協議会の活動を支援するため、今年度から講師招聘助成事業を開始します。市区町村明るい選挙推進協議会等が開催する講演会・研修会に講師を招聘した場合に要する講師の謝金および旅費の全部または一部について、一団体当たり一五万円を限度に助成しようとするものです。今年度の予算額は一五〇〇万円。随時申請を受け付けますので、活用下さい。

助成の内容

（１）対象者

- ①助成の対象となる講演会等の開催者は、市区町村（指定都市は除き、指定都市内の行政区を含む。以下同じ）の明るい選挙推進協議会および選挙管理委員会です。明るい選挙の推進を主たる目的とする白ばら会や若者啓発グループ等も助成対象者に含みます（以下、これらを総称して「明るい選挙推進協議会等」といいます）。

- ②前記の市区町村明推協等には、原則として、明るい選挙推進協議会が未設置（設置要綱等は会っても委員がない場合を含む）の選挙管理委員会は含まないものとします。ただし、明るい選挙推進協議会を設置または再開するための講演会・研修会である場合は助成対象となります。

（２）対象事業

助成対象事業は、下記の要件をすべて充足する講演会・研修会です。内容やテーマは、選挙に直接関係するものに限らず、参加者の政治意識の向上につながるものを含むものとします。

- ①明るい選挙推進のためのものであること。
- ②多数の受講者を対象としたものであること。
- ③営利を目的としないものであること。
- ④市区町村明るい選挙推進協議会の活動の活性化に資するものであること。

（３）助成内容

助成対象事業となる講演会・研修会に要する講師謝金および講師旅費の全部または一部を、下記により助成します。

①講師謝金

講演会・研修会一回につき五万円を限度とします。複数の講師でも構いません。

②講師旅費

実際に要する交通費および宿泊費（グリーン料金等特別料金は含まない）と、当協会の旅費規程により算出した交通費および宿泊費（日当は含まない）とのいずれか小さい額とし、講演会・研修会一回につき一〇万円を限度とします。

助成の流れ

（１）助成を希望する市区町村明推協等は、所定の中請書（協会ホームページに掲載）により

私たちのように意識改革を目的とした団体は、世間一般の方とは考え方にかなりの乖離があります。私の言葉でいうと「突き抜けている人」が非常に多いです。「正しい」ことをしているのだから、ストレートに目的を出してしまう癖があります。いくら「正しい」ことであっても多くの人がそのテーマに興味がないのであれば、その正しさを伝えることもできません。目的を達成するために直球勝負だけではなく変化球を投げることも必要です。

原則として事業実施の二カ月前までに協会に申請して下さい。ただし、申請書の提出先は、次の区分に応じて提出してください。

- ①事業実施者が指定都市内の行政区明推協等の場合は、当該指定都市選挙管理委員会に提出。

- ②上記以外の市区町村明推協等の場合は、都道府県選挙管理委員会に提出

なお、申請書には、講演会・研修会の名称、開催目的、受講対象者、受講予定者数、実施予定日、場所、講師名、講師謝金・講師旅費の額等を記載することになっています。

- （２）都道府県・指定都市選管は（１）の申請書を協会に送付して下さい。

- （３）協会は、事業内容等を審査し、助成の採否、助成限度額等を都道府県選挙管理委員会または指定都市選挙管理委員会を通じて、申請のあった市区町村明推協等に通知します。

- （４）助成を受ける市区町村明推協等は、講演会等を開催してから一ヵ月以内に、都道府県・指定都市選管を通じて所定の助成金交付申請書等を協会に提出して下さい。講演会等の開催前に助成金の交付が必要な場合は、仮払金の申請ができます。

- （５）助成金および仮払金については、申請があつてからできるだけ一ヵ月以内に交付します。

その他

申請は随時受け付け、随時採否を決定し、予算額に達し次第終了します。ただし、同一の都道府県や指定都市から多くの申請がある場合は、採択を見合わせる場合があります。

改正 教育基本法

平成18年12月22日、新しい教育基本法が公布、施行されました。教育の憲法とも言われてきた旧教育基本法はなぜ変えられる必要があったのか、そして、今後新しい教育基本法の下で教育現場はどう変わっていくのでしょうか。

教育基本法改正の経緯

現在、「基本法」と名のつく法律は、およそ三〇本あります。いずれも、ある特定の分野についての国政の基本的な方向性を定めるものであり、これに沿うように他の法律の整備や行政の充実が図られることを予定しています。なかでも、旧教育基本法は、憲法の定める国民の教育を受ける権利、すなわち義務教育に関わる法律であり、また、戦後占領下における民主化の一環として憲法とともに制定されたという経緯からも、憲法とは密接不可分のものとして位置づけられてきました。

「教育の目標」（第二条）の一つに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛する（中略）態度を養う」ことが掲げられ、改正の是非を問う議論の最大の争点となりました。政府は国会審議の中で、「国や郷土を愛するのは心の問題であり、国を愛する態度を評価するのはおかしいのではないか」という質問に対し、「国を愛する心情を持つていかどうかは評価すべきでないが、学習内容に対する関心、意欲、態度については総合的に評価されるべきだ」と答弁をしています。

③義務教育の年限が消えたこと

旧法では義務教育の年限は「九年」と明記されていましたが、新法では「別に法律で定める」とされました。旧法制定時には、義務教育の年限をそれまでの六年から九年に延長することが重要な使命でしたが、その後の社会状況の変化を踏まえると、就学時期を早めたり、修学年限を延ばすことも検討すべきであり、時代の要請に応じて柔軟に対応するために年限が規定されなかったのです。したがって、今後学校教育法の改正によって義務教育年限が変更される可能性が出てきたことになりました。

④「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところによりおこなわれるべきもの」と規定されたこと

このようなことから、教育基本法は戦後五〇年以上手をつけられずにきましたが、平成十二年の教育改革国民会議の報告を皮切りに政府・与党において改正論議がなされるようになりました。公明党は当初「愛国心」について慎重姿勢を示していましたが、直接的な表現を避けることで与党内の合意がなされ、平成一八年四月、小泉内閣によって新法案が通常国会に提出されました。改正の理由について、小泉前総理は「科学技術の進歩や少子高齢化など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自立心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後、教育においてより一層重視することが求められている」とし、このため、新しい時代の教育理念を明確にし、教育改革を進めたい、と述べています。

法案は、教育改革を最重要課題と位置づける安倍内閣にそのまま引き継がれ、同年秋の臨時国会で成立しました。その過程においては、教育改革に関する政府のタウンミーティングで職員が参加者を狩り集め、教育基本法改正に賛成の意見を述べるよう依頼したという問題が発覚したほか、各地でいじめによる小中学生の自殺や必修単位未履修高校が相次いだことから、これらの問題に議論が集中し、肝心の法案の内容については十分な議論が行われなかったとの批判も見られました。

旧法（第一〇条）は、教育の中立性、不偏不党性を確保するため、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」と規定していました。この条項については、教育行政機関が教育内容や方法に関与するのは「不当な支配」になるのかどうかを巡る論争がありました。今回の改正について政府は、昭和五一年の最高裁判決が、「不当な支配はその主体の如何を問わないが、法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為は不当な支配にはならない」と判示したことを踏まえたものであると説明しています。

⑤教育振興基本計画が導入されたこと

旧法は、憲法と一体となって教育の理念を謳うことに主眼がある法律でしたが、新法はそれだけでなく、最近の多くの基本法と同じように、総合的・計画的に施策を推進していくための枠組みとして基本計画を定めることとしています。基本計画の策定を提唱した平成一五年の中央教育審議会答申によると、計画期間はおおむね五年間で、国民に分かりやすい具体的な政策目標・施策目標を明記するものとしており、現在同審議会の教育振興計画特別部会で検討中です。

教育基本法と政治教育

上記のほか、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育などに関する規定が新設されま

改正のポイント

新しい教育基本法は、旧法を全面的に改める形式をとり、旧法の十一条から一八条に膨らんでいます。全体の構成は旧法をベースにしています。注目すべき点をいくつか取り上げてみましょう。

①「公共の精神」が重視されるようになったこと

改正法の前文に、旧法にも書かれていた「個人の尊厳」と併せて、旧法にはなかった「公共の精神を尊ぶ」人間の育成が謳われ、また、第二条の「教育の目標」にも「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられました。

政府は国会審議の中で、個人の尊厳とは「すべての個人が他をもって代えることのできない人間として有する不可侵の人格」であり、公共の精神とは、「国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動する精神」であると説明し、「個人の尊厳は個人個人がなにをやってもいいということではなく、個人の尊厳が重んじられる社会を構築していくという責任を皆が負ってこそはじめて実現するものであって、両者は当然並び立つものである」と述べています。

②「国を愛する態度」が教育目標の一つとなったこと

した。

これら旧法から大きく変わった点がある一方で、ほとんど変わっていない部分もあります。そのひとつが「政治教育」に関する規定です。政治教育について定める第十四条は、まず一項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とし、二項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」としています。

わが国では、「政治教育」というと一般に二項にいう政治的偏向教育のイメージが強いため、これまでややもすると政治的教養を育むための政治教育―むしろ公民教育、市民性教育と言った方がいかもしれません―まで敬遠されてきたくらいがあります。政治教育は、単に公民の授業を受け、国や地方自治体の制度の仕組みを知識で知るだけでは十分ではありません。シチズンシップを重要視する国々では、義務教育の過程で、子どもが自身自身の将来の参政権の行使と結びつくように政治への理解と関心を育てることを促すようなカリキュラムを工夫しています。我が国においても、本気で「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」を考えるのであれば、政治教育の充実は急務であるといえるでしょう。



一九世紀初頭のアメリカは、
広大な未開の西部地域を開拓する、
フロンティア時代であった。
一八〇九年の人口は七〇〇万人で、
一七州があった。



一八二〇年には一〇〇〇万人に増え、
二三州になった。
北部では産業革命が起こり、
工業が発展した。



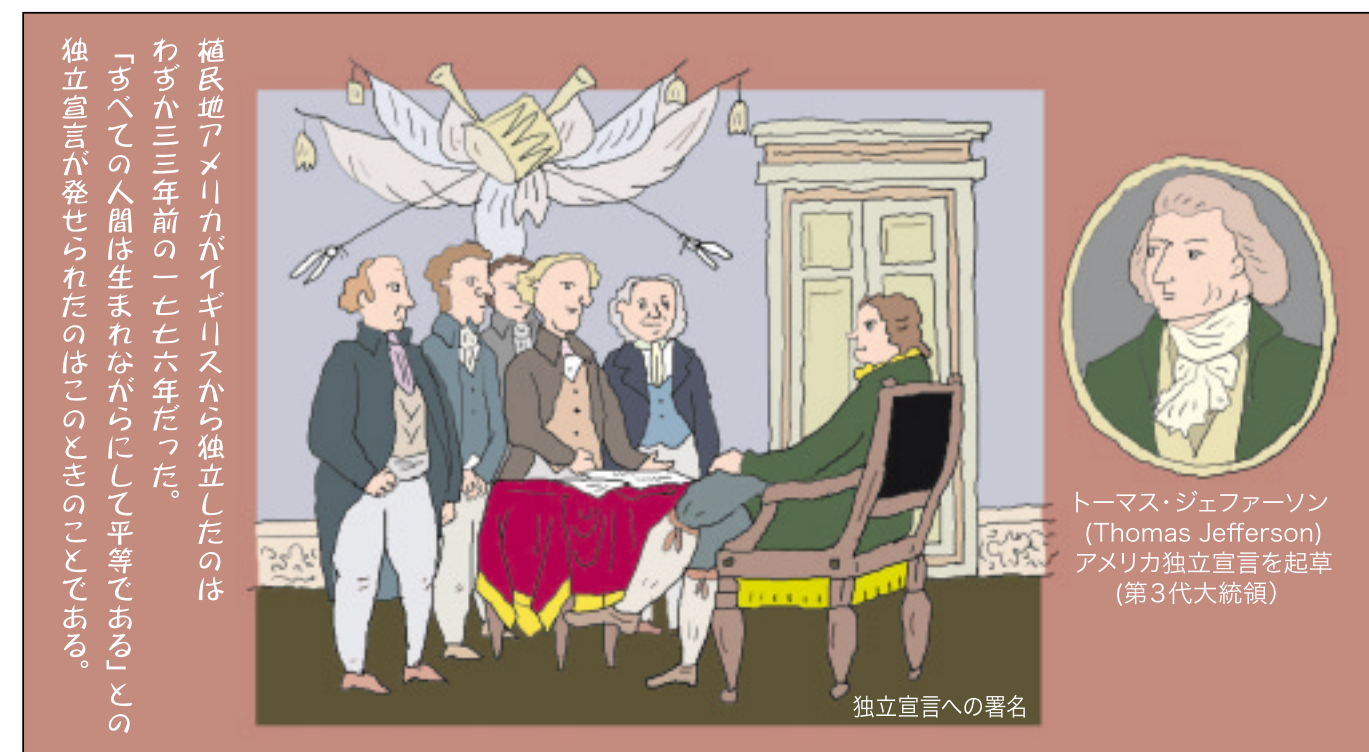
南部では棉花栽培が発展し、
好景気にあった。
過酷な農作業は黒人奴隷に頼っていた。



イラスト: 東 芳純



アメリカ第一六代大統領
エイブラハム・リンカーンは、
一八〇九年アメリカ南部
ケンタッキー州の
開拓農家に生まれた。
当時、ケンタッキー州は
未開の荒野で、生家は
粗末な丸太小屋であった。



植民地アメリカがイギリスから独立したのは
わずか三三年前の一七七六年だった。
「すべての人間は生まれながらにして平等である」との
独立宣言が発せられたのはこのときのことである。



トーマス・ジェファソン
(Thomas Jefferson)
アメリカ独立宣言を起草
(第3代大統領)

独立宣言への署名

明るい選挙啓発ポスター作品募集

小中高校生を応募資格者とする明るい選挙啓発ポスター作品募集事業は、これまで都道府県選挙管理委員会連合会を中心に、全国の都道府県選挙管理委員会および市区町村選挙管理委員会が共催者となり、文部科学省、総務省、全国教育委員会及び当協会の後援のもと実施されてきましたが、今年度から、当協会も主催者として取り組むことになりました。

今回が第59回目となる歴史ある事業で、昨年度は全国で約8500校、約12万6千人が参加しました。将来の有権者に選挙、政治に関心を持ってもらうきっかけとなる、有意義な啓発手法だと考えます。ご兄弟、お子さん、お孫さん方の応募にご協力下さい。

明るい選挙推進優良活動表彰

昨年度に引き続き、明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範とするにふさわしい活動を「優良活動表彰」として表彰します。

表彰対象となる団体には、都道府県、指定都市および市区町村の明るい選挙推進協議会、白バラ会ならびにそれらの内部組織または関連組織のほか、自治会、婦人会、NPO法人、その他の団体ならびにそれらの内部組織または関連組織で明るい選挙の推進に取り組んでいるものが含まれます。

受賞団体は10件程度とし、奨励金各20万円を贈呈します。振るっての応募をお待ちしております。

明るい参議院議員選挙推進大会開催

この夏に予定される第21回参議院議員通常選挙に向けて、全国で明るい選挙推進運動に取り組んでいる推進委員等が相呼応して、明るい参議院議員選挙推進の気運の醸成を図ることを目的に、全国大会を6月12日に東京千駄ヶ谷の津田ホールで開催します。

参加者は、①都道府県・指定都市の明るい選挙推進協議会会長、委員、②市区町村の明るい選挙推進協議会会長、委員、推進員、③都道府県・指定都市および市区町村の選挙管理委員会啓発事務担当者など、約400人を予定しています。

当日は総務大臣から励ましの言葉をいただくとともに、小林良彰慶応義塾大学教授の講演「日本の課題と参議院」、日本青年会議所による投票率向上の取り組み事例の発表、福井県明るい選挙推進協議会および広島市の若者啓発グループの活動報告などを予定しております。

編集後記

- 特集テーマは日本の政治教育。その大きな柱である学校教育における政治教育の現状と課題を取り上げました。小中高社会科公民教育の仕組みや教育現場での実践事例を、教育学がご専門の当協会の津布楽副会長および現職の教師の方々に執筆いただきました。
- 今号から新しい連載を3本スタートします。
- 一昨年はアメリカ、昨年はドイツを取り上げた海外の政治教育に続いて、今年度はイギリスのシティズンシップ教育を、西武文理大学で比較教育学を専攻する新井浅浩教授にご紹介いただきます。イギリスでの積極的な取り組みは日本にも影響を与えそうです。

- 講座、講演会などを開催する際に役立つ「行列のできる講座のつくり方」を、6回の予定で連載します。公開講座に人を集めることには皆さんご苦労されていると思いますが、主催講座を次々とヒットさせている牟田静香さんに、そのテクニックを伝授いただきます。
- マンガは、アメリカ大統領リンカーンの生涯を、6回の予定で紹介します。リンカーンは奴隷解放の父として有名ですが、本誌名言の舞台でも取り上げましたように、政治・選挙に関する名言を数多く残しています。
- 次号は、特集テーマを「参議院議員選挙」とし、6月30日発行の予定です。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号 商船三井ビル4F 03 (3560) 6266・6267 FAX 03 (3560) 6268
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

